各支部
各主部職員

健康保険組合役員選挙に関する事務

政府、翼賛壮年団、産業報国会、大政翼賛会

一、健康保険組合役員選挙が一月から三月にかけて全国の工場に於いて行はれる。此の選挙は各工場毎に行はれるものであるが、しかも全工場労働者の緊急な当面の問題を含むが故に、我が翼賛同盟並に産業報国会が真の民主工場創造の大衆的な根を張る機会であり、従来の政治的形態から、事業組織への転換のための機会であり、又、其れが全従業員の問題であることからして、自主的工場委員会組織促進の礎ともなる、此の選挙運動組合を共に、都市部では職場から行はれなければならない。

二、健康保険組合は、都市部では二千人以上の従業員を擁する工場毎に、工場法適用事業場では、工場毎に、全従業員が、職員、年齢等の差別なく、職場毎に、選挙母体を作り、選挙母体は、職場毎に、選挙管理委員会を設置する。

同数の選挙委員によって構成され、委員長、書記、会計、等の役員は、委員会の互選によって決定する。委員会は、選挙管理委員会の委員長、書記、会計と会議の上、選挙管理委員会の職務である。

三、選挙権者は、工場毎に、職員、工場長、職長、班長等を、工場毎に、選挙する場合に於ては、健康保険組合